

## ○筑波大学学生証に関する法人細則

〔平成17年9月29日〕  
法人細則第31号

改正 平成31年法人細則第10号

令和 元年法人細則第17号

令和 2年法人細則第24号

令和 2年法人細則第25号

令和 6年法人細則第30号

### 筑波大学学生証に関する法人細則

#### (趣旨)

第1条 この法人細則は、筑波大学学群学則（平成16年法人規則第10号。第5条第1項において「学群学則」という。）第58条の2第2項及び筑波大学大学院学則（平成16年法人規則第11号。第5条第1項において「大学院学則」という。）第64条の2第2項の規定に基づき、学生証に関し必要な事項を定めるものとする。

#### (学生証の交付)

第2条 学生証の交付は、別に定める発行台帳により行う。

#### (学生証の再交付)

第3条 学生証を紛失したとき若しくは破損したとき又は改氏名等により記載事項に変更が生じたときは、別に定める学生証再交付願により、直ちに、学長に願い出て再交付を受けなければならない。

#### (学生証の返付)

第4条 学生証は、卒業、修了、退学その他の事由により学生の身分を失ったとき又は有効期間が満了したときは、直ちに、学長に返付しなければならない。

#### (有効期間等)

第5条 学生証の有効期間は、学群の学生にあつては学群学則第2条第1項及び第2項に規定する修業年限の期間、総合学域群の学生にあつては1年、大学院の学生にあつては大学院学則第4条から第5条の2までに規定する標準修業年限の期間（当該学生が学群学則第2条の2第1項及び大学院学則第5条の3第1項の規定により一定の期間にわたり計画的な履修を認められた者であるときは、当該一定の期間）とする。

2 前項の期間を超えて在籍する学生に係る学生証については、年度ごとに更新する。

#### (様式)

第6条 学生証の様式は、学群（学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）、総合学域群及び大学院の学生にあつては別記様式第1号の、学際サイエンス・デザイン専門学群の学生にあつては別記様式第2号のとおりとする。

(遵守事項)

第7条 学生は、学生証に関し、次に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 学生証を常に携帯し、国立大学法人筑波大学の職員等から請求があったときに提示すること。
- (2) 学生証を他人に貸与し、又は譲渡しないこと。

(雑則)

第8条 この法人細則に規定するもののほか、学生証に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この法人細則は、平成17年9月29日から施行する。
- 2 この法人細則の施行の際現に学生証の交付を受けている者については、この法人細則の規定により交付を受けたものとみなす。

附 則 (平31.3.29法人細則10号)

この法人細則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令元.12.26法人細則17号)

(施行期日)

- 1 この法人細則は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則の一部を改正する法人規則（令和元年法人規則第15号）附則第3条の規定によりなお従前の例によるとされた研究科の学生が学生証の再交付を願い出る場合にあつては、この法人規則による改正後の別記様式第1号により行うものとする。この場合において、別記様式第1号中「(学群、総合学域群、学術院又はグローバル教育院)」とあるのは「(学群、総合学域群、学術院、グローバル教育院又は研究科)」と読み替えて適用する。

附 則 (令2.10.22法人細則24号)

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令2.10.22法人細則25号)

この法人細則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令6.5.30法人細則30号)

この法人細則は、令和6年9月1日から施行する。

別記様式第1号（第6条関係）

（表）

校章	筑波大学 <i>University of Tsukuba</i>	学生証 <i>Student ID Card</i>
写真	学籍番号 入学年度                      年度 所 属 氏 名 生年月日                      年    月    日	① 上記の者は本学の学生であることを証明する。 発行日                      年    月    日                      茨城県つくば市天王台1-1-1 有効期限    裏面に記載    筑波大学長 印


（裏）

注意事項 1 本証は、常に携帯し、本学職員等から請求があったときは、これを提示しなければならない。 2 本証は、通学定期乗車券又は学生用割引乗車券による乗車船時等に、係員から請求があったときは、これを提示しなければならない。 3 本証は、他人に貸与し、又は譲渡してはならない。 4 本証を紛失したとき若しくは破損したとき又は改氏名等により記載事項に変更が生じたときは、直ちに学長に願い出て再交付を受けなければならない。 5 本証は、卒業、修了、退学等により学生の身分を失ったとき、又は有効期間が満了したときは、直ちに学長に返付しなければならない。	バーコード
有効期限                      年    月    日	

- 備考
- 1 学生証の大きさは、縦5.4cm×横8.5cmとする。
  - 2 表には、写真（縦3.0cm×横2.4cm）を貼付するものとする。
  - 3 表題の左側に校章を施す。
  - 4 ①の色は、学群（学際サイエンス・デザイン専門学群を除く。）及び総合学域群の学生にあつては紫、大学院の学生にあつては青とする。

5 裏には、バーコードを施す。

(表)

 <i>University of Tsukuba</i>	<i>Student ID Card</i>
<div style="border: 1px solid black; width: 100px; height: 100px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">写真</div>	Student ID Number Affiliation Name Date of Issue
Period of Validity	<div style="border: 1px solid black; width: 150px; height: 30px; display: flex; align-items: center; justify-content: center; margin: 0 auto;">バーコード</div>

②

(裏)

Notes :
1 This ID card must be carried at all times and presented when requested by a university employee.
2 This card must be presented when requested by a staff member, such as when a student discount is applied.
3 This ID card shall not be loaned or transferred to another person.
4 If this ID card is lost or damaged, or if there are any changes to the entries due to a change of name, the student must immediately apply to the university president to have it reissued.
5 This ID card must be immediately returned to the university president when the student lose student status due to graduation, expulsion, etc., or when the period of validity has expired.

- 備考
- 1 学生証の大きさは、縦5.4cm×横8.5cmとする。
  - 2 表には、写真(縦3.0cm×横2.4cm)を貼付するものとする。
  - 3 表題の左側に校章を施す。
  - 4 ②の色は、紫とする。
  - 5 表には、バーコードを施す。